

健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十日

宮城県知事 浅野史郎

宮城県条例第三十七号

健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例

栄養改善法に基づく指導のための届出等に関する条例（平成十二年宮城県条例第五十二号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）に基づく指導及び助言を適正に行うために必要な事項を定めることにより、県民の栄養の改善を図り、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

（給食施設の届出）

第二条 特定かつ多数の者に対して継続的に一回五十食以上又は一日百食以上の食事を供給する施設（法第二十条第一項に規定する特定給食施設を除く。）を設置した者は、規則で定めるところにより、当該施設において食事の供給（以下「給食」という。）を開始した日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項に変更を生じたとき、又は当該届出に係

る給食を休止し、若しくは廃止したときは、規則で定めるところにより、その事由が生じた日から一月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第三条 この条例は、仙台市の区域内においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の栄養改善法に基づく指導のための届出等に関する条例第二条の規定によりなされた届出(特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設に係るものを除く。)は、改正後の健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第二条第一項の規定によりなされた届出とみなす。